

議員提案（意見書）

定例会初日（6月3日）、佐久間儀郎議員ほか6名の議員より、議員提案として議提第2号（公立刈田綜合病院存続のため、白石市外二町組合が指定管理者制度を活用した公設民営による運営を行うことを求める意見書）が上程されました。

提案理由の説明、質疑の後、高子秀明議員ほか2名の議員より反対の討論があり、採決の結果、可否同数となり、議長裁決により原案のとおり可決しました。（※議案の賛否は11ページに掲載しています。）

また最終日（6月20日）、議提第3号（インボイス制度の実施延期を求める意見書）が上程され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

意見書は、白石市外二町組合管理者ほか関係機関に送付されました。

◎議提第2号

公立刈田綜合病院存続のため、白石市外二町組合が指定管理者制度を活用した公設民営による運営を行うことを求める意見書（全文）

令和4年3月31日、「公立刈田綜合病院運営検討委員会」による最終提言が、白石市外二町組合管理者に対しなされた。

提言の骨子は、「1. 令和4年

医療振興協会の共同事業である「公立病院医療提供体制確保支援事業」の申請を行い、白石市議会においても、令和4年4月8日の全員協議会において、当事業が採択された場合、白石市外二町組合が「公立病院医療提供体制確保支援事業」を推進することに賛同することと一致した。

このことから、多くの市民は、国の支援事業に沿って、公設民営化を進める方針に白石市議会の足並みがそろったと認識しているところである。

その後、総務省の審査結果では、白石市外二町組合（公立刈田綜合病院）においては、既に病床機能の転換や経営形態の見直し等に関する計画を策定済みであることから、「公立病院医療提供体制確保支援事業」ではなく、地方公共団体が支援を希望する課題に、対応可能な専門的知識を有する人材を派遣する「経営・財務マネジメント強化事業」の活用が妥当であるとの決定であった。

すなわち、国の審査結果は、実質的に、公立刈田綜合病院の

できるよつ、白石市外二町組合管理者に対し、下記の事項について強く求める。

1. 白石市外二町組合正副管理者は、白石市外二町組合の解散および（仮称）白石市立病院の設置・運営ありきではなく、十分な話し合いと情報共有のもと、公立刈田綜合病院が存続できるよう努めること。

2. 公立刈田綜合病院の存続のため、指定管理者制度を活用した公設民営による運営の検討が可能となるよつ、速やかに白石市外二町組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正すること。

3. 指定管理者制度を活用した公設民営による病院の運営については、白石市外二町組合を解散することなく、現体制のまま存続を図ることが

よつ、白石市議会は、市民の健康と命を守り、そして医療関係者が安心して働ける地域医療の拠点である公立刈田綜合病院が、1市2町での広域的医療の枠組みを維持しつつ、国の支援事業を受けながら存続